

	質問	回答
1	補助金申請時にはFIT/FIP認定設備は対象外ですが、補助金を受領した後に将来FIP認定を取得することは可能でしょうか。	補助金を利用した取得財産の目的外利用となり、財産処分の承認申請を出していただくことになります。原則、補助金の返納となります。
2	①申請方法 ・JGrantsのバージョンは2.0でしょうか。過去に取得したIDは有効でしょうか。 ②補助対象経費 ・土地造成費に分筆費用・立木伐採費用は含まれますでしょうか。 ③複数事業の応募 ・1事業者による、単年度事業、複数年度事業の併用は可能でしょうか。 ④複数年度事業の要件 ・補助対象経費20億円以上は必須でしょうか。 ⑤加点対象となる事項 ⑥関係法令手続状況の説明資料 ・公募開始から1年以内に行われたものがありますが、先行して調査を行っている場合(市町村に事前相談書類提出済み)でも再度確認を必要がありますでしょうか。	①申請方法 j Grants電子申請システムにて、過去のIDが有効かどうかは事業者でご確認ください。G ビズID は、1つのID・パスワードで様々な行政サービスにログインできるサービスですので、過去のIDが有効であれば、本補助金へも申請可能です。 ②補助対象経費 ・土地造成費に分筆費用は含まれません。 ・立木伐採費用は、発電所のエリアであれば含まれます。隣地やアクセス道路等での伐採は含まれません。 ③複数事業の応募 ・同一事業(同じ発電所)は、単年度事業、複数年度事業の併用不可。 ・異なる事業(異なる発電所)を、それぞれ単年度事業、複数年度事業に申請は可能です。 ④複数年度事業の要件 ・原則として目安の金額を記載していますが、事業内容、予算枠を含め総合的に判断いたします。 ⑤加点対象となる事項 多岐にわたりますので、公募要領で詳細をご確認ください。 ⑥関係法令手続状況の説明資料 ・法令(自治体条例含む)は改正されることがありますので、公募要領記載の期限以前に確認したものが、現在も有効かどうか自治体にご確認し、その結果をご記載ください。特殊な事例はJPEAにご相談ください。
3	併設蓄電池導入支援事業において、太陽光発電所に蓄電池を併設する場合、蓄電池をDCリンク(いわゆるPCSよりも太陽光側へ接続)するシステムは補助対象になりますでしょうか。	対象となります。
4	複数年度事業について、事業規模に制約はございますか? ACベースで〇〇KW以上、事業規模10億円以上等。	・需要家型: ACベースで合計2MW以上、1つの発電所では30kW以上かつ平均50kW以上。 事業規模は、原則として20億円以上。但し事業内容、予算枠を含め総合的に判断いたします。 ・再エネ併設型蓄電池: 蓄電池の容量(kWh)は、当該蓄電池に接続されるFIP認定設備の出力(ACベース)に0.5を乗じた値又は1,000kWhのいずれか小さい容量が下限。 事業規模は、原則として10億円以上。但し事業内容、予算枠を含め総合的に判断いたします。
5	見積もり 相見積についての規定はこれまでもありましたでしょうか?	過去の補助事業でも、公募要領、採択後の事業実施についての案内に、調達先選定は相見積等によると記載しております。 R6事業では公募要領に、事業の実施にあたっては、原則として入札又は3者以上見積り等、競争原理が働く手続きによって事業が行われていることを、記載しており、中間検査・確定検査で確認します。 競争入札等によることが困難又は不相当である場合は、その選定理由を明らかにした選定理由書を提出して頂き、合理的理由かどうかを確認、補助対象経費となるか判断します。
6	令和8年2月末に竣工予定の事業について、単年度事業の繰越制度を活用を前提としたスケジュールでの申請は可能でしょうか。	単年度事業においては、会計検査(補助金の単年度予算)の関係上、令和7年2月28日までの事業完了で計画提出いただき、交付決定します。 但し、財政当局に対して予算の繰越手続きを行う予定です。繰越手続きが認められた場合には、令和8年2月27日までに事業期間が延長されます。本予算の補助事業はその事業期間から、過去の実績として繰り越しが認められております。 単年度事業では、応募申請時に運転開始が遅延する可能性がある場合、可能性のある遅延理由、その場合の整備計画(令和8年2月27日までの運転開始期限にて)を別資料として提出いただくよう、公募要領に記載しております。 下記の項目等の実態について、工期(納期)が間に合わない理由を記載ください。 ・変圧器、キュービクル、パネル、PCS等の調達 ・系統連系接続工事 ・設置自治体の太陽光条例に関する手続き ・土地造成含む建設工事 繰越の手続きについては、必要な時期に案内いたします。
7	年度ごとに予算配分に制約があるとのことですが、例えば、交付申請時に1年目に配分していた補助金が、実際のところ事情により2年目へずれ込んだ場合は、2年目で補助金を受領できるのでしょうか。	複数年度事業では、事業者の交付決定された各年度予算額は、次年度へ繰り越せません。
8	各年度ごとに費用振り分けの割合を超過した場合、補助金を受領できない可能性があるとのことですが、事業期間が2年目までで、例えば、1年目50%、2年目50%となる場合、補助金額は制限されてしまうのでしょうか。	記載頂いた事例でも、その計画で交付決定されれば補助金は制限されません。 各年度の事業予算額を超えた応募事業総数であった場合、交付決定時に事業者の方へ配分調整をお願いすることがあります。その際、最終的に補助金が制限される可能性があります。
9	補助対象設備を担保に供することができない、とのことですが、担保設定することは可能という理解でよろしいのでしょうか。	応募時、建設資金調達する金融機関での担保設定は認めております。 補助対象設備完成後、新たに担保設定する場合はJPEAへご相談ください。 この場合は、取得財産の目的外利用となり補助金返還となる場合があります。
10	1. 対象となる太陽光パネルは、JETPm認証等何か認証を得ている必要はあるでしょうか? 2. その他、太陽光パネルの発電量など、太陽光パネルに関して、条件があれば教えてください。	1. 公募要領で太陽光パネルに認証は求めています。型式、出力、その他性能に関するラベル(認証マーク含む)があるパネルにしてください。 2. 太陽光パネル 外形、外観、出力含む性能について制限はありません。 但し、安全・品質上問題ない事が確認されたパネルであるべき。
11	1. 応募期間はいつからになりますでしょうか 2. 年度配分に関して、初年度の事業期間がほとんどありませんので、機器については、納品が翌年でも支払いが終わってれば当該年度の扱いとなる旨、以前事務局の方より伺いましたが、納品まで必要なのでしょうか。	1. 公募要領をご確認ください。 2. 機器については、納品・検品後の検収・支払が原則です。 複数年度事業の場合、例えば初年度にEPC事業者との契約(各年度の業務内容と金額を明記)で、これに基づき確証(実施業務内容報告書など)にて、記載された金額を支払って頂ければと思います。
12	公募開始時期、公募〆切時期についてご教示頂けますと幸いです。	公開された公募要領をご確認ください。
13	系統連系工事について、補助金交付決定前に送配電会社に対し保証金を支払った場合でも実際の契約締結(工事費負担金支払い)が交付決定後であれば、工事費負担金は補助金対象となりますでしょうか。	補助対象経費となります。

	質問	回答
14	補助金交付決定後、負担金工事の工期が何らかの理由により伸びてしまい、結果全体運開期限を超過するケースが考えられます。発電事業者側でコントロールできない理由や不可抗力により補助事業の終了期日に運開が間に合わなくなってしまう場合は、補助金内容はどう変わるのでしょうか？	事業期間内に運転開始していることが原則となります。個別事情があった場合、ご相談をお願いいたします。
15	これまでの実績で、応募件数に対する採択件数割合を教えてください。	開示できません。
16	特高太陽光に関して自営線部分は補助金対象になる予定ですか？	原則、発電事業者が発電所エリアに受電設備を設けてそこに一般送配電事業者が特別高圧線を接続、この取り合い点以降を補助対象としています。特殊な場合がありましたら、公募開始後に具体的事例にてご相談をお願いいたします。
17	単年度の補助要件として電力の連系完了も期限に含まれるのでしょうか？またキュービクルの納品完了も条件ですか？	期限内にキュービクルが納品完了し、系統連系できていることが必要です。単年度事業において、下記を補足致します。単年度事業においては、会計検査（補助金の単年度予算）の関係上、令和7年2月28日までの事業完了で計画提出いただき、交付決定します。但し、財政当局に対して予算の繰越手続きを行う予定です。繰越手続きが認められた場合には、令和8年2月27日までに事業期間が延長されます。本予算の補助事業はその事業期間から、過去の実績として繰り越しが認められております。単年度事業では、応募申請時に運転開始が遅延する可能性がある場合、可能性のある遅延理由、その場合の整備計画（令和8年2月27日までの運転開始期限にて）を別資料として提出いただくよう、公募要領に記載しております。下記の項目等の実態について、工期（納期）が間に合わない理由を記載ください。 <ul style="list-style-type: none"><li>・変圧器、キュービクル、パネル、PCS等の調達</li><li>・系統連系接続工事</li><li>・設置自治体の太陽光条例に関する手続き</li><li>・土地造成含む建設工事</li></ul> 繰越の手続きについては、必要な時期に案内いたします。
18	申請から採択決定までの期間、採択決定から交付決定までの期間はおおよそどれくらいか？	申請日切日から1~2か月で採択決定。採択決定日から交付決定は、書類不備がない場合は1週間程度。書類不備が多く、1か月となった事例があります。
19	申請対象金額（上限、下限）を教えてください。	申請金額に上下限はありません。発電所建設のkw単価に上限、蓄電池設置のkwh単価に下限、上限を設けており、要件としています。詳細は、公開された公募要領をご確認ください。
20	一次公募、AC1000kW以上の場合の補助率は1/2で変わりないでしょうか。	補助率に要件がありますので、公開された公募要領をご確認ください。
21	2点伺います。①2か年事業の場合の予算配分の目安はありますか？②来年度に新規に1~2か年の事業で申請することはできますか？	①3か年度事業においては、1年度目は全事業費の44%、2年度目は同35%、3年度目は、同21%を目安としてしていますが、2か年度事業においてははありません。各年度の事業予算額を超えた応募事業総数であった場合、交付決定時に事業者の方へ配分調整をお願いすることがあります。その際、最終的に補助金が制限される可能性があります。②来年度（令和7年度）については、補助事業の実施が決まっていないため、お答えできません。
22	事前着手申請の承認について教えてください。承認されるケース（背景）と承認されないケース（背景）よろしく申し上げます。	事前着手申請について、設計や機器・部材発注は承認されるケースです。事前着手の場合でも、原則として入札又は3者以上見積り等、競争原理が働く手続きによる調達となります。承認されないケースは、設置場所の自治体条例や、着工までに必要な各種法令手続きが未了にもかかわらず、土地造成開始を申請するなど。
23	補助金上限額はいくらですか？複数年度の場合の年度ごとの比率のご説明がありました、それと上限額はイコールでしょうか？	複数年度予算額は、10,798,165千円の内数で、各年度の予算額は下記の通りです。2024年度（1年度目）：4,751,193千円の内数 …44% 2025年度（2年度目）：3,779,358千円の内数 …35% 2026年度（3年度目）：2,267,614千円の内数 …21%
24	過去の採択率はわかりますでしょうか？	開示できません。
25	パネルや蓄電池等は納品時期と工事完了時期が異なる場合があると思います。検収や信憑の確認はどのように行えばよろしいでしょうか？	補助対象事業者が自ら物品発注される場合は、 <ul style="list-style-type: none"><li>・補助対象事業者が物品の納入後、都度検品・検収・支払い。</li></ul> EPC事業者が建設請負する場合は、 <ul style="list-style-type: none"><li>・EPC事業者が物品の納入後、都度検品・検収・支払い。</li></ul> ご質問の意図がわかりかねますが上記が一般的と考えます。
26	補助金の採択を受けた後に着工を行う場合、どうしても2025年4~5月頃の完了となります。	単年度事業においては、会計検査（補助金の単年度予算）の関係上、令和7年2月28日までの事業完了で計画提出いただき、交付決定します。但し、財政当局に対して予算の繰越手続きを行う予定です。繰越手続きが認められた場合には、令和8年2月27日までに事業期間が延長されます。本予算の補助事業はその事業期間から、過去の実績として繰り越しが認められております。単年度事業では、応募申請時に運転開始が遅延する可能性がある場合、可能性のある遅延理由、その場合の整備計画（令和8年2月27日までの運転開始期限にて）を別資料として提出いただくよう、公募要領に記載しております。下記の項目等の実態について、工期（納期）が間に合わない理由を記載ください。 <ul style="list-style-type: none"><li>・変圧器、キュービクル、パネル、PCS等の調達</li><li>・系統連系接続工事</li><li>・設置自治体の太陽光条例に関する手続き</li><li>・土地造成含む建設工事</li></ul> 繰越の手続きについては、必要な時期に案内いたします。
27	FITの住民説明会は、1か月前の市への申請、説明会後の3か月の期間において、申請となりますが、この4か月の期間は、同様に必要でしょうか？	本補助事業でも「説明会及び事前周知措置実施ガイドライン」に準拠し、事業を行うことを求めています。事前に、説明会に参加する「周辺地域の住民」の範囲の確認。説明会実施2週間前までに住民説明会の案内。住民説明会実施、実施報告書を提出いただきます。「住民説明会後3か月以降にFIT認定申請」の様に、本補助事業で住民説明会後から着工まで留保する期間は設定しておりません。FITで留保期間が設けられている背景をご理解いただき、住民説明会後の対応をきちんと行って頂ければと思います。

	質問	回答
28	発電事業者がいわゆるGKTKスキームの合同会社であっても応募可能でしょうか。	可能です。 但し、あらかじめ定めた特定のEPC事業者、機器・部材等の調達先と随意契約することを念頭にしたスキームは認められません。 補助事業では、3者以上の見積又は入札など、競争原理が働く手続きによってすべての調達先を選定する必要があります。
29	設置する設備は海外製でもいいのか？	公募要領に海外製を排除する記載はありませんが、蓄電池においては要件で現時点对応ができない、日本メーカー及び海外メーカーもあり得ます。
30	複数年度を考えていますが、2年目で完工予定です。2年目で終了可能でしょうか？	可能です。
31	上記の場合、単年度の延長と複数年度の申請とどちらの方が宜しいでしょうか？	どちらが良いかは事業者にてご判断ください。 単年度は、本予算においてはその期間から、過去において、事業の翌年度繰越が認められています。 但し、本手続きは財務省承認となるため、交付決定時に翌年度まで事業期間伸びるとお伝えできません。
32	説明会実施後に指定様式で速やかにJPEAに報告とのことですが、報告前に着工はできないのでしょうか？	説明会実施後、実施報告をすみやかに行って頂ければ、報告が着工の前後であっても問題ありません。 但し、説明会実施を義務とする意図をご理解いただき、説明会後に必要な対応に懸念がある場合は事業者にて、着工進めるか判断が必要かと考えます。
33	再エネ併設型を検討しております。現状FITで売電しておりますが、FIP移行のタイミングは、公募開始前、後等は要件定義ありますでしょうか。（地方経産局ごとに移行期間に差が大きく、4月の公募開始を待たずに移行を実施したく存じます）	「公募開始日以降に（蓄電池併設含む）FIP認定を受けること」としてあります。 また、事業期間内にFIP認定計画に係る運転を開始することを要件としており、必然的に事業期間内での認定が必要となります。
34	需要家補助金について質問です。関西電力管内、東北電力管内などの複数管内に跨る太陽光発電設備設置をしても問題ないのか。	設備の設置としては、問題ありません。送配電エリアがまたがる場合、特定の需要家に電気を供給することが目的ですので、電気小売事業者との契約で上記の目的が担保されることが必要です。
35	FIP+蓄電池に関して、蓄電池の容量はDCの？%以上 or ACの？%以上などの決まりはありますか？	蓄電池の容量（kWh）は、当該蓄電池に接続されるFIP認定設備の出力（ACベース）に0.5を乗じた値又は1,000kWhのいずれか小さい容量を下限。また、FIP認定設備の出力（ACベース）に3を乗じた値を補助対象の上限としてあります。（これを超える規模の導入は妨げない）。
36	複数年度事業の要件に、20億円以上という条件はありますか。	・需要家型の事業規模は、原則として20億円以上。 ・再エネ併設型蓄電池の事業規模は、原則として10億円以上。 但し事業内容、予算枠を含め総合的に判断し、採択を行います。
37	事業者を倒産隔離のため合同会社とし、金融機関から借入を行う場合、譲渡担保設定が行われますがそのような場合事務局に事前申請し、許可を得ることは可能でしょうか？	需要家主導型、再エネ併設型蓄電池とも、様式5.資金計画に担保設定の有/無記載欄に記入して、応募申請して頂ければ問題ありません。 但し、補助対象設備完成後、新たに担保設定する場合はJPEAへご相談ください。 取得財産の目的外利用となり補助金返還となる場合があります。
38	電力会社への連系負担金の支払いが交付決定前だと、補助金支払い対象にならないのでしょうか？	系統連係工事負担金においても、交付決定前に契約・発注等が行われた経費は、原則として補助対象となりません。系統連係工事契約は、負担金振り込み日をもって契約とみなします。 ただし、応募申請時に事前着手申請を行って承認された場合は、本申請の承認日から交付決定日までの間に行う契約及び経費についても補助対象とします。
39	補助金採択は、蓄電池メーカーによる影響はありますでしょうか。	蓄電池メーカーによっては定めた要件を満たさない場合があります。詳細は公募要領をご確認ください。
40	交付決定前に着手したい場合、どのような条件で事前着手申請が承認されるか。	事前着手申請について、設計や機器・部材発注は承認されるケースです。 事前着手の場合でも、原則として入札又は3者以上見積り等、競争原理が働く手続きによる調達となります。 承認されないケースは、設置場所の自治体条例や、着工までに必要な各種法令手続きが未了にもかかわらず、土地造成工事を申請するなどがあります。
41	予算繰り越しが認められる理由を教えてください。単年度事業により令和7年2月28日に完工するのは電力への申請および機器の納期を考えるとあまりにも現実的ではないと考えます。	単年度事業においては、会計検査（補助金の単年度予算）の関係上、令和7年2月28日までの事業完了で計画提出いただき、交付決定します。 但し、財政当局に対して予算の繰越手続きを行う予定です。繰越手続きが認められた場合には、令和8年2月27日までに事業期間が延長されます。本予算の補助事業はその事業期間から、過去の実績として繰り越しが認められています。 単年度事業では、応募申請時に運転開始が遅延する可能性がある場合、可能性のある遅延理由、その場合の整備計画（令和8年2月27日までの運転開始期限にて）を別資料として提出いただくよう、公募要領に記載しております。 下記の項目等の実態について、工期（納期）が間に合わない理由を記載ください。 ・変圧器、キュービクル、パネル、PCS等の調達 ・系統連系接続工事 ・設置自治体の太陽光条例に関する手続き ・土地造成含む建設工事 繰越の手續きについては、必要な時期に案内いたします。
42	太陽光発電を行っていない場所で、新設の蓄電池は対象外か？	対象外です。 系統用の蓄電池であれば、令和6年度で他補助団体が公募実施しており、ご確認ください。
43	複数年度の場合、検取ですが、部品納品をメーカー工場ですることは可能でしょうか？（現地の課題工事を先行させ、その後順次、パネルを設置させたいと考えているため）	補助対象事業者が完成した現品について、型式、規格、数量、外観などの受け入れ検査をメーカー工場で行い、合格であれば、メーカー工場での納品としてかまいません。（メーカー工場の一時的な）納入場所、及び架台設置工事完了までの保管場所について、メーカーと合意した文書を残してください。
44	補助率はどのように決定されるのでしょうか？また、補助率によっては採算性が見込めなくなる場合、補助率決定後に辞退できる制度でしょうか。	補助率は、公募開始時に公開される交付規程および公募要領に記載があり、原則公開後に変更されません。 補助率を見て応募されるかご検討ください。（2次募集での補助率変更を除く）
45	道路を占有し変電設備を設置する場合、道路法上占有許可は5年以内となる。補助金公募要領上の「土地等の利用（占用等を含む）」の条件を満たすためには許可書上の特記事項に何を記載すれば良いか。	自治体所有の土地などで、許可期間の定めがある場合は、更新申請手続き等により土地等の利用（占用等を含む。）期間の更新が可能であることを確認でき、かつ補助対象設備の処分制限期間を超える期間の土地等の利用に関する管理者等の同意が得られていることを確認しますので、これを示す証憑等の提出が必要です。 占有許可書の特記事項に本事項を記載または、別書類で提出ください。
46	需要家主導で、需要家が複数でも、採択されますか？	需要家は複数でも問題ありません。
47	お客さまとPPA契約を行い、自社が設備を保有する場合であっても補助対象になりますでしょうか？	一般送配電事業者の系統を利用し、小売り電気事業者経由で、特定の事業者へ電気を渡す、オフサイトPPAであれば、補助対象となります。 発電設備の設置場所が需要地と同一である場合（オンサイトPPA）、自己託送、自家消費は対象外です。
48	ご説明の中で、住民説明会の実施が必須要件と伺いましたが、例えば企業へのオンサイトPPAなどで周辺に住民がいない場合、どのように実施するとよいでしょうか。	オンサイトPPAは、本補助事業の補助対象外です。 本補助金事業（オフサイトPPA）で、近隣に民家が存在しない場合でも「説明会及び事前周知措置実施ガイドライン」に準拠し、設置場所の市町村に説明会に参加する「周辺地域の住民」の範囲の確認してください。

	質問	回答
49	需要家主導の補助金に関してACの最低容量は依然と同様2MW？	2MW以上です。
50	需要家主導型太陽光発電導入支援事業は、いわゆるフィジカルPPAのみが対象で、バーチャルPPAは対象外でしょうか。	バーチャルPPAは、対象外です。
51	昨今、高圧の受変電設備の納期が10-12カ月と言われます。これにより2つの課題が発生します。①事前発注をOKされるのか。②補助金採択から年度末の運用期限を満たせないで、複数年事業としてみとめられるか。	①応募申請書類と同時に事前着手申請書を提出いただければ、内容を審査し承認書を出します。 この承認日から、契約・発注行為が補助対象となります。 これより遡って補助対象経費とすることはできません ②単年度事業（繰り越しても翌年度2月末まで）の事業期間で終わらない事業は、複数年度にて申請ください。
52	太陽光の処分期間は15年或いは17年でしょうか？20年間以上はできないでしょうか？	本補助事業における太陽光発電設備としての法定の耐用年数は17年です。 これ以上の期間の使用について、公募要領で制限は行っていません。 (建屋付属のU T L電気設備とする場合は、法定耐用年数15年。) 補助金を使って取得する財産等はその法定耐用年数が終わるまで処分できないことになっています。 この期間内に処分する場合は、補助金の目的外利用として補助金の返納が発生することがあります。
53	需要家主導の補助金に関してACの最低容量は依然と同様2MW (AC) でしょうか？	その通りです。
54	複数年度事業を検討しておりますが、初年度を関係者、地域との合意形成、工事の実施は2年度目以降を検討しております。1年度目に全事業費の44%が目安とありますが、例外が認められる条件などはございますでしょうか。	E P C事業者と契約を行う場合は、1年目では、契約締結、業務着手、概算設計、マスタスケジュール作成など、各年度の業務をE P C事業者と相談の上取り決め、その成果物を確認し支払うことを補助対象事業者とE P C事業者でご相談の上取り決めていただき、契約書に1年目総額44%、2年目総額35%、3年目総額21%の割合で支払うことを記載いただければと思います。
55	蓄電池のメーカーによって、例えば国内に拠点があるなどの理由により加点材料になることはありますか？	蓄電池に対しては要件や加点が多くある為、詳細は公募要領公開後ご確認をお願いいたします。
56	複数年度を選択する場合は、必ず3年かけて事業をしなければならないのでしょうか。2年で事業を完了することはできないのでしょうか。	2ヵ年度で完了する事業でも応募申請可能です。
57	再エネ併設型において、補助金対象となる蓄電池容量に制限はありますか？(令和5年補正予算の事業ではAC×3倍でした)	下記となります。 蓄電池の容量(kWh)は、当該蓄電池に接続されるFIP認定設備の出力(ACベース)に0.5を乗じた値又は1,000kWhのいずれか小さい容量を下限。また、FIP認定設備の出力(ACベース)に3を乗じた値を補助対象の上限。(これを超える規模の導入は妨げない)。
58	営農型太陽光発電の場合、営農部分の整備(農作物のタネや肥料の費用など)にかかった費用は補助対象費用になりますでしょうか？	補助対象外です。
59	需要家主導の補助金に関して、蓄電池併設型のほうが採択されやすくなりますか？	応募書類にて事業自体を審査しますので、一概にどちらが採択されやすいかはお答えすることができません。 需要家主導型と再エネ併設型蓄電池の事業は共通予算で、予算内でこれを区分した上限額はありません。
60	既存のFIT太陽光発電所に蓄電池を増設しFIP転をする場合に、補助金申請は可能でしょうか。	可能です。
61	同事業者にて複数件の申請を行った場合、採択の優先度が下がるような可能性はございますでしょうか。	原則、採択審査は必須基準を満たしている上で、加点基準をどれだけ満たしているかを採点し、応募申請のあった事業を採点順で採択します。(予算の範囲内)
62	アグリソーラーシェアリングの申請は可能でしょうか。	アグリソーラーシェアリング(営農型太陽光発電)は、申請可能です。
63	再エネ特措法の住民説明会は、FIT、FIPが対象であり、需要家主導補助金は、FIT、FIPは対象外と思いますが、それでも住民説明会は必要ですか。	本補助事業の公募要領で「説明会及び事前周知措置実施ガイドライン」に準拠し、事業を行うことを求めている、住民説明会は必須です。 現在、多くの自治体が太陽光発電所の建設に関し独自の条例を設けています。これらもFIT、FIPにかかわらず住民説明会を義務付けている場合があります。
64	審査時における加点基準の内容について教えてくださいませんか。	加点基準は公募要領に定めております。 多岐にわたるため、詳細は公募要領ご確認をお願いいたします。
65	予算を超える申請があった場合、優先される採択基準はどのような点でしょうか？	原則、採択審査は必須基準を満たしているうえで、加点基準をどれだけ満たしているかを採点し、採点順で採択します。必須基準、加点基準は公募要領に記載しておりますが、加点基準の配点は公開しておりません。
66	採択される場合、個宅数十件でも可能でしょうか？	個人宅については、設置場所としても需要家としても認めておりません。
67	DCリンクの場合のFIP単価計算について：過積載率の按分計算は昨年度と同様ですか？	FIP単価については、補助事業団体の範疇外でお答えできません。
68	先程 放電分はFIP価格が適用とありましたがFIT設備での運用中ですが別途認定申請が必要ですね！	蓄電池有でのFIP変更申請・認定が必要となります。
69	補助対象となりうるBMSメーカーについて、今回も水準があれば可能な範囲で具体的に教えてくださいませんか？	蓄電池に関して、過去の補助事業よりも要件や加点など追加しております。 公募要領で詳細ご確認いただき、応募申請時にご質問あればお問い合わせください。
70	住民説明会は自治体によっては自治体相談の上、住民へ説明会を開催する場合がありますが、補助金交付決定は住民説明会が終了している必要があるか。	補助金交付決定の条件で、住民説明会が終了している必要はありません。
71	複数年度事業への申請にはどのような条件がございますでしょうか？	公募要領にて詳細ご確認ください。
72	不採択となった場合、その理由は教えていただけるのでしょうか。	開示いたしません。
73	相談会で相談された一般的な内容及び回答は、FAQなどでHP等で公表されるのか？ 今回の補助金申請において2026年2月までに工事完了するものは、単年度事業で申請するのでしょうか？複数年事業で申請するのでしょうか？ 発電所規模が大規模でなくても、AC2MWを超えていれば複数年事業の応募ができるのか？	F A Qで一般的な内容を公開します。今回、事前説明会でご質問は、特殊で公開できないものを除き、全て回答を公開いたします。 単年度、複数年度に対する応募については、他の質問の回答をご参照ください。
74	複数年度事業で、2年間で実施する事業の場合、1年目と2年目の各予算割合はどうなりますでしょうか？	複数年度事業においては、1年度目は全事業費の44%、2年度目は同35%、3年度目は、同21%を目安としていますが、2ヵ年度事業においてははありません。各年度の事業予算額を超えた応募事業総数であった場合、交付決定時に事業者の方へ配分調整をお願いすることがあります。

質問	回答
75 説明会において、林地開発許可に基づく説明会を実施している場合は併用することはできますか？ また、出来ない場合、区長からの押印などは必要ですか？	同等の内容で実施している場合は、併用とみなせますので 証憑として事前説明会の案内、説明会の実施結果報告を提出いただきます。 その上で、JPEAが用意した（HPで公開した）説明会開催情報記入用フォーマットで当該説明会の内容をご報告していただきます。
76 予算繰り越しの申請は補助金採択後すぐに行うことができますでしょうか。	できません。単年度事業において、下記を補足致します。 単年度事業においては、会計検査（補助金の単年度予算）の関係上、令和7年2月28日までの事業完了で計画提出いただき、交付決定します。 但し、財政当局に対して予算の繰越手続きを行う予定です。繰越手続きが認められた場合には、令和8年2月27日までに事業期間が延長されます。本予算の補助事業はその事業期間から、過去の実績として繰り越しが認められております。 単年度事業では、応募申請時に運転開始が遅延する可能性がある場合、可能性のある遅延理由、その場合の整備計画（令和8年2月27日までの運転開始期限にて）を別資料として提出いただくよう、公募要領に記載しております。 下記の項目等の実態について、工期（納期）が間に合わない理由を記載ください。 ・変圧器、キュービクル、パネル、PCS等の調達 ・系統連系接続工事 ・設置自治体の太陽光条例に関する手続き ・土地造成含む建設工事 繰越の手続きについては、必要な時期に案内いたします。
77 申請時点で接続検討の回答を入手している必要はありますか？	需要家主導型、再エネ併設型蓄電池とも、原則は申請時点で接続検討の回答を入手している事。 但し、需要家主導型においては接続検討の申し込みを行ったことを示す証憑でも応募申請を受け付けています。
78 一般送配電との接続期間が24か月以上の場合複数年度事業での申し込みとなりますか？	事業スケジュールから複数年度となるとは思いますが、実際の建設スケジュールと公募要領で単年度、複数年度事業の内容をご確認の上、申請ください。
79 農地転用が必要な場合、農地転用完了後でなければ補助金申請できないのでしょうか。農地転用申請前、申請中でも補助金申請可能でしょうか。	農地転用申請前でも、応募申請可能です。 但し、応募申請時に地権者との（賃貸借若しくは売買の）合意書を提出して頂きます。 事業完了時には、登記簿謄本を提出して頂きます。
80 再エネ特措法に準拠した実施が必要とのことで、周辺住民説明会の実施・報告が必要とのことです。低圧案件についても1件ごと説明会の実施が必要でしょうか。	低圧案件についても1件ごと説明会の実施が必要となります。
81 系統連系の工期が1年以上のものがありますが、補助金に申請したくどのような申請が適切なのでしょうか？ 運開までに1年半以上かかるため、2MW程度の規模でも複数年度事業として申請するのが良いのでしょうか？	単年度内で（繰り越しても最大令和8年2月27日までに）完了しない事業は複数年度で申請ください。 複数年度の場合、需要家の事業規模は、原則として20億円以上。 再エネ併設型蓄電池の事業規模は、原則として10億円以上。 としていますが、事業内容、予算枠を含め総合的に判断し、採択を行います。
82 工事見積は原則として3社以上の見積が必要ですが、EPCへ依頼した結果、謝絶された場合はその理由書および謝絶のエビデンスが必要とあります。3社以上に見積依頼しましたが、結果として1社しか見積を受諾できなかった場合、1社分の見積となってもやむを得ないものとして認められるのでしょうか？	下記項目などを審査した結果、認める場合があります。 ・見積仕様（又は入札工事内容書）を作成し、提示している事。 ・3社以上の受託可能（当該業務を遂行できる能力のある）事業者、回答納期に十分な余裕を持って、見積依頼（又は入札依頼）を行っている事 ・上記（3社以上）を見積先に選定した理由書 ・1社以外は、見積提出（又は入札）を辞退した書面やメール等の証憑 ・1社を選定した理由書 ※見積査定、他事業案件との価格比較などで、発注先事業者の価格妥当性が示されている事。
83 需要家主導太陽光発電と蓄電池併設型の各事業に1の事業者が同時に申請する事は可能でしょうか。	可能です。
84 プロジェクトファイナンスの利用は認められますか？	可能です。但し、あらかじめ定めた特定のEPC事業者、機器・部材等の調達先と随意契約することを念頭にしたスキームは認められません。 補助事業では、3者以上を見積又は入札など、競争原理が働く手続きによってすべての調達先を選定する必要があります。
85 応募は原則一法人となっていますが、複数企業によるコンソーシアムなどでの応募は可能ですか。	応募できません。
86 公募申請時期は何時ごろになりそうですか？ (既にご説明いただいていたら申し訳ありません。)	公開された公募要領をご確認ください。
87 単年度事業について、繰越可または否かはいつ頃に決定する見通しですか？	過去の補助事業の実績では、上位団体から3月下旬に連絡を受けています。
88 民間需要家に7割以上供給とのことです。残り3割を公共施設に供給することは可能ですか。残り3割の取り扱いについて教えてください。	応募申請書類（事業計画書）に記載された計画発電量の7割以上を、当該計画書に記載された特定の需要家（国、地方公共団体及び関連団体を除く）に供給することが要件ですので、当該需要家が消費できなかった電気（3割以下）を異なる需要家へ供給することは可能です。この時の異なる需要家について、特段の定めはありません。定期実績報告で交付決定された計画発電量の7割以上の電気が特定の需要家に供給されたことを確認しますので、要件が未達の場合は補助金返納となる場合があります。
89 電源併設一次公募AC1000kW以上の場合の補助率は1/2で変わりませんか？	公開された公募要領で、詳細ご確認ください。
90 フィジカルPPAが対象とのことです。先ほどの説明より執行団体様としては太陽光側発電量の70%以上を需要家へ供給することが条件とのことで、量としての判断と受け止められましたが、本事業においてフィジカルPPAとして認められる要件(特に小売電気事業者と需要家の契約条件)等があればご教授ください。	小売電気事業者と需要家の需給契約等の期間が終了するまでの期間（最低8年以上）は、需要家・小売電気事業者の変更はできません。 この期間内での需要家・小売電気事業者の変更は、補助事業者に帰責性がない場合でも補助事業者に対して、補助金返還を求める場合がありますので、要件ではありませんが、需要家と小売電気事業者起因して補助対象要件を満たさなくなった場合、起因者に責を負わせる旨の契約を締結するなど、事業者間で予め調整を図ってください。
91 複数年度で申請した場合、例えば1年目に蓄電池を発注し、蓄電池費用のうちX%を契約後downpaymentとして支払うこととした場合、これは当該年度の交付対象となりますか？	原則、物品について、納入後の検品・検査し、地価を支払うことが原則です。 EPC契約等でのdownpaymentとして支払うこととした場合は通常あり得ますので問題ありません。 部材発注の場合は、原則通りになります。

	質問	回答
92	特殊な技術を必要とする機器の施工、工事等について、結果として求める要件を規定というのは具体的な例を示していただくことは可能でしょうか。当該技術の使用を前提としていると見なされるのはどのようなケースでしょうか。	提出された証憑、選定理由書等の書類で判断します。 一般送配電事業者の通信機器との整合性・利便性を保つため、同じ事業者へ通信機器工事を発注された案件では、選定理由書を審査の上、補助対象経費と認めた例はあります。 具体的な状況がありましたら、事前にご相談ください。
93	自治体の土地を活用して採択された場合、何年後にその土地を購入することはかのうですか？可能な場合何年後ですか？	補助事業当初は自治体の土地を借用し、事業終了（補助金交付）後一定期間のあとに払い下げ（土地購入）とすることは、その期間を問わず問題ありません。 但し、補助事業期間内に払い下げがあった場合は、自治体連携型の補助率の適用ができなくなる場合があります。
94	需要家主導型で、太陽光設備を設置中または設置済みの場合、蓄電池設備のみ申請はできますでしょうか。	需要家主導型補助事業では、設置中、設置済みの発電所に蓄電池を設置する場合（補助対象設備は蓄電池のみの場合）は、申請できません。
95	併設型蓄電池の系統からの充電が可能であると先の質問回答でご説明いただきましたが、FITからFIP制度へ転換して併設型を計画している場合でもその通りでしょうか。	再エネ特措法施行規則の2024年4月改正（第5条第2項第4号）より可能となっています。 FITからFIP制度へ転換して蓄電池併設型とする場合でも同じです。 FIT・FIP制度のお問い合わせ窓口、一般送配電事業者へ指針について確認を行ってください。
96	補助金申請するにあたりGXリーグへの参画は必要となりますか。	補助対象事業者の参画は、要件としておりません。 再エネ併設型蓄電池のみ、蓄電池メーカーのGXリーグ参画を加対象としています。
97	単年度事業において、予算の繰越手続きが認められた場合、2026年2月27日が期限となるのとことでしたが、予算の繰越手続きはどのタイミングで出すものでしょうか？また、どのような理由であれば認められるのでしょうか？	単年度事業においては、会計検査（補助金の単年度予算）の關係上、令和7年2月28日までの事業完了で計画提出いただき、交付決定します。 但し、財政当局に対して予算の繰越手続きを行う予定です。繰越手続きが認められた場合には、令和8年2月27日までに事業期間が延長されます。本予算の補助事業はその事業期間から、過去の実績として繰り越しが認められております。 単年度事業では、応募申請時に運転開始が遅延する可能性がある場合、可能性のある遅延理由、その場合の整備計画（令和8年2月27日までの運転開始期限にて）を別資料として提出いただくよう、公募要領に記載しております。 下記の項目等の実態について、工期（納期）が間に合わない理由を記載ください。 ・変圧器、キュービクル、パネル、PCS等の調達 ・系統連系接続工事 ・設置自治体の太陽光条例に関する手続き ・土地造成含む建設工事 繰越の手續きについては、必要な時期に案内いたします。
98	需要家主導型というのはPPA事業者経由でも対象となるのでしょうか。また、その場合の申請はPPA事業者方でしょうか。	需要家主導型は、オフサイトPPAに分類され、発電事業者（PPA事業者）が申請者となります。 発電事業者から系統へ発電した電気が電気小売事業者経由で特定の需要家に渡るスキームです。
99	現在、Company AがFIT認定の太陽光発電設備を所有しています。Company Aが当該設備をFIP転じます。Company Aの子会社としてCompany Bを設立し、Company Bが蓄電池設備を保有し、Company AとCompany Bの共同申請として本補助金に申請することは可能ですか？	申請できません。 新たに蓄電池を設置し、蓄電池併設した発電設備（FIP認定設備）を所有・FIP運転する一つの法人のみの申請となります。
100	蓄電池に関するメーカー・仕様の指定などがあれば教えていただきたい。また、公募にこのような制限が記載されるかも併せて教えていただきたい。	蓄電池に関してメーカー・仕様には指定はありませんが、要件がありますので公開された公募要領をご確認ください。
101	建設事業から太陽光事業に新規参入したいと思っていますが、補助金対象になりますか？	建設事業を行う事業者の方も、申請可能です。
102	発電事業者との協業により申請を考えていますが、蓄電池の設置が発電事業者ではない場合、申請できますか。	蓄電池の設置が、発電事業者（FIPの認定事業者）とならない場合は、申請できません。
103	複数地点の自家消費型でも合計が2MW以上であれば、補助対象となりますでしょうか。	自家消費は対象外となっております。
104	地域住民や地域の自治体と適切なコミュニケーションを図るとともに十分な配慮をして事業を実施とありますが、この内容は審査の対象となるのでしょうか。なるのであれば、配慮できているできていないの判断基準はどうなるのでしょうか。	配慮できているできていないの明確な判断基準はありませんが、過去の実例に沿って判断されることになるかと考えます。 再エネ特措法に基づく「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）」及び「説明会及び事前周知措置実施ガイドライン」に基づき、本補助事業の円滑な実施の為、地域住民や地域の自治体と適切なコミュニケーションを図るとともに十分な配慮をして事業を実施するよう努めていただくことを要件にしております。
105	補助事業の流れについて、公募申請から交付決定までの各プロセスの期間を教えてください。	公募要領に事業全体スケジュールを記載しておりますので、ご確認をお願いいたします。
106	応募開始と締切時期は何時頃になりますでしょうか。	単年度事業と最大3ヵ年度の複数年度事業があり 単年度は、令和6年9月19日（木）～10月25日（金）17時 複数年度は、令和6年9月19日（木）～11月8日（金）17時の公募期間となっています。公募要領をご確認ください。
107	単年度の事業期間について最大いつまで延長が可能かご教示ください。	単年度事業の事業期間は、支払を含み令和7年2月28日までですが必要に応じて財務当局に対して予算の繰越手続きを行う予定です。 繰越手続きが認められた場合には、令和8年2月27日までとなります。 詳細は公募要領1-9.補助対象期間をご確認ください。
108	令和5年補正予算と同じく、再エネ併設蓄電池の募集があるのか？その場合、1次公募と2次公募で補助率の差異があるのか。	再生エネルギー併設型蓄電池の公募もあります。 2次公募を行う場合、補助率に差がある場合があります。
109	リユースPVパネルやリユースリチウムイオン電池を活用する場合でも適用可能でしょうか。	レンタル、リユースの太陽光発電設備は補助対象外の為、リユースPVは適用されません。 太陽光発電設備に併設される蓄電池においては、例外として、電動車の駆動用蓄電池をリユースしたのも補助対象となります。 但し、リユース蓄電池の適用に当たっては要件がありますので公募要領1-6.補助対象事業の要件をご確認ください。
110	単年度、複数年度のそれぞれありますか。複数年度の場合の予算(補助金検収)配分率を教えてください。	需要家主導型、再エネ併設型蓄電池とも単年度、複数年度があります。 複数年度事業の配分率は、需要家主導、再エネ併設型蓄電池とも同じ配分率で1年度目44%、2年度目35%、3年度目21%が目安となります。 公募要領1-11.複数年度事業（国庫債務負担行為分）を参照ください。

	質問	回答
111	事業完了後の報告はどのような内容の報告になるのか。(内容次第で計測装置など事業計画に追加する必要があるか確認したい)	事業完了後、毎年5月に前年度の定期報告をお願いしており 需要家主導の場合は、 要件である計画発電量の70%以上の電気が需要家に渡ったことを確認するため 小売電気事業者データで発電所からの買取電力量、需要家への卸電力量が主な報告内容です。 再生可能エネルギー電源併設型の場合は、 FIPでの売電実績、蓄電池に係る充放電運用実績、電力需給ひっ迫時(警報、注意報、及び準備情報発出時など)における蓄電池の運用実績を提出いただけます。
112	系統連系の工期が長いものについては、運開期限に間に合わないケースがあります。その場合、どのような対応をすればよいのかご教示頂きたいです。	事業期間内で運転開始できる発電所での計画で応募・交付申請してください。 但し、単年度事業において、運転期限に間に合わない可能性がある場合は、 系統連系や補助対象設の調達、設置工事、自治体含む地域との調整、用地取得等 などの可能性のある遅延理由、及びその場合の発電所の整備計画(スケジュール) を応募・交付申請時に、合わせて提出してください。 この場合の整備計画は、翌年度の令和8年2月27日までとします。 詳細は公募要領1-9.補助対象期間をご確認ください。
113	FIT太陽光にACリンクで蓄電池を併設しFIP転する場合、出力制御指令時に蓄電池に充電することはできますか。系統から充電を許容する場合に、区分計量すれば蓄電池の放電にFIPプレミアムは適用されますか。	出力制御指令時に、太陽光発電設備の出力を蓄電池に充電しても問題ありません。 系統からの充電を行う計画の場合には区分計量できるよう、設計・整備をしてください。公募要領1-6.補助対象事業の要件 再エネ特措法施行規則の2024年4月改正(第5条第2項第4号)により、系統からの充電が可能となっています。 FIPプレミアムの適用については、FIT・FIP制度のお問い合わせ窓口、一般送配電事業者へ指針について確認を行ってください。
114	対象となるkW単価上限について教えてください。	需要家主導型で蓄電池が無い場合のkW単価は (設計費+設備購入費+土地造成費+工事費+接続費)の合計を 太陽光発電設備のPCS定格出力(kW)で除したもので、 23.9万円/kW未満が要件です。 需要家主導型で蓄電池を導入する場合のkW単価は、公募要領で詳細ご確認ください。
115	岐阜県の再エネ補助事業内容に関する資料の入手方法を教えてください。 自己設置費用から費用負担が軽くなる金額が知りたいです。	本公募の補助対象事業者は法人の為、個人での申請はできません。 岐阜県内の補助金については、当該自治体の方へお問い合わせください。
116	経産省の発表内容 ・出力制御の順番変更:固定価格買取制度(FIT)からフィード・イン・プレミアム(FIP)への転換を促すため、出力制御の順番をFIT→FIPに変更。 ・影響:FIP案件は出力制御を免れる一方、FIT案件への出力制御が増加する可能性が?	本件は、再エネ特措法に基づく固定価格買い取り制度について経産省が公開した今後の改正案に対するご意見であり、本補助事業内容の範疇では無い為、お答えできません。
117	1998kWと371kWの2箇所での申請を計画しています。複数年の場合、初年度371kW、2年目に1998kWという申請は可能でしょうか。	申請は可能です。 但し、各年度における予算上限や、必須基準、加点基準に従って審査、 総合判断を行うため、採択をお約束するものではありません。
118	併設蓄電池導入事業において、DCリンクの蓄電池システムは対象となるか。	DCリンクも対象となります。
119	単年度補助金は、系統連系の工期が長期となる場合、運転開始の期限が延長される特例対応はございますでしょうか。また、複数年度補助金は、事業規模の制限はございますでしょうか。	単年度事業については、他の質問回答にて、ご参照ください。 複数年度事業についての事業規模は、需要家主導型で20億円以上、 再エネ併設型蓄電池で10億円以上を目安としています。
120	接続検討申込や回答等の添付書類について、事前にfaxやメールなどでpdf等をお送りし、不備がないか確認いただくことは可能でしょうか。	事前の確認は行っていません。 採択申請書類からの審査になり、当該書類に不備がありましたら修正依頼を行っております。
121	これまでに採択された事業者の補助対象額のkW単価(平均及び最高)を参考までに教えてください。	JPEAのホームページに、過去実績レポートがあります。 当該ホームページの検索で、需要家主導、再エネ併設蓄電池で検索し資料を請求ください。
122	これまでの実績としていわゆる、GKTスキームでの採択実績はありますか。	あります。
123	自治体連携型①にて800kW、自治体連携型②にて1200kWの事業モデルのように、各々の事業では2Mに到達しない場合でも2/3補助の対象となるか。それとも①のみで、複数事業を立案し2M以上必要か?	今回のご質問の具体例では、合計で2M以上の要件を満たせば、発電所①、発電所②とも、2/3の補助率が適用されます。
124	運開期日に結果的に間に合わなかった場合は、事業が完了せず補助金受領は不可と理解していますが、合理的な理由(負担金工事の延長)がある場合でもその取扱いでしょうか。	単年度事業の場合は、他の質問回答にて、ご参照ください。 複数年度においては、各年度の予算額について、繰り越しはできません。 原則、ご記載の通りです。
125	低圧需要家(法人および個人)への供給予定でも、申請要件を満たすかどうかご教示ください。	公募要領上、大規模需要家を想定していますが、低圧需要家への供給も可能です。 但し、個人の需要家は要件を満たしません。
126	FIT売電価格が35円で残存期間期間が8年間あるメガソーラをFIP転用した場合、35円で8年間売電できるのか?	できません。
127	バーチャルオフサイトPPAは引き続き対象外でしょうか。	対象外です。
128	現在、4.1Kwの太陽光発電を搭載してます。買取終了後、11円/Kwの買取がありますが、この場合、家庭用蓄電池を購入すると投資対効果はどうなりますでしょうか?また、家庭用蓄電池のメンテは必要かと思いますが、何年後にいくらかの費用が必要でしょうか?	令和6年度の補助事業に関する内容でないため、お答えすることができません。
129	特別高圧設備を建設する際の自営線部分は補助対象になるのかご教示いただきたいです。	原則、発電事業者が発電所エリアに受電設備を設けてそこに一般送配電事業者が特別高圧線を接続、この取り合い点以降を補助対象としています。 特殊な場合がありましたら、公募開始後に具体的事例にてご相談いただければと思います。但し、kW単価制限の範囲内となります。
130	R6年度に再度申請可能でしょうか? R7年度の助成金申請スケジュールはお決まりでしょうか?	過去に本事業に応募し、取りやめた場合でも再度申請は可能です。 但し、未着工の発電所に限ります。R7年度については、決まっておりません。
131	令和5年補正予算での複数年度事業の規模が大きすぎるので小さくなりませんか。	令和6年度も、令和5年度補正予算と同じく、需要家は原則として20億円以上、再エネ併設型蓄電池は原則として10億円以上、としております。 但し、事業内容、予算枠を含め総合的に判断いたします。

	質問	回答
132	系統連係工事負担金について、工事期間が長期にわたる回答があった場合、交付決定前に負担金の支払いを終えないと年度末発電開始が間に合わないで交付決定前に支払を実行しないとならないが補助対象にならないか？	系統連係工事負担金においても、交付決定前に契約・発注等が行われた経費は、原則として補助対象となりません。 ただし、応募申請時に事前着手申請を行って承認された場合は、本申請の承認日から交付決定日までの間に行う契約及び経費について補助対象とします。 系統連係工事契約は、負担金振り込み日をもって契約とみなします。
133	資金調達としてリースの利用は可能でしょうか。可能な場合、リース会社との共同申請となりますでしょうか。	設備購入費としてのリース、レンタルはNGとなります。 また、申請事業者は原則1社としております。
134	複数年度事業として申込みした場合の事業終了（竣工？連系？ペーシング？）がいつなのか知りたいです。	需要家、併設型ともに系統連系開始し、小売電気事業者への供給開始、かつ支払いが完了していることが、事業完了日になります。 事業完了日は、最大令和9年（2027年）2月26日となっております。
135	①本公募は、FIT制度からFIPに転換し特電池を設置する場合にも適用可能でしょうか？②需要家主導ということは、自家消費型の場合だけで、蓄電池のみを設置するのは対象外でしょうか？	①再生可能エネルギー電源併設型蓄電池支援事業に応募可能です。 ②需要家主導型は、オフサイトPPAの場合応募可能です。自家消費や、自己託送では応募できません。 また、蓄電池のみを設置する場合、応募できません。